

令和4年
第12回南九州市農業委員会 総会会議録

1. 日 時 令和4年12月26日（月） 午後2時～

2. 場 所 南九州市頤娃保健センター

3. 出席委員（ 19 人）

会長	1 番	松村 孝徳			
会長職務代理	2 番	永山 明美			
委員	3 番	福元 三徳	4 番	桑代 純一	5 番 松永 克生
	6 番	吉崎 久男	7 番	六反田 達郎	8 番 松藺 勝郎
	9 番	梶山 俊孝	10 番	東垂水 勝秀	11 番 今市 範男
	12 番	本木下 裕一	13 番	宮原 俊郎	14 番 月野 貴大
	15 番	池田 慎	16 番	下之門 信洋	17 番 東垂水美智子
	18 番	雪丸 泰親	19 番	大隣 初美	

4. 欠席委員（ 0 人）

5. 議 題

- 開会の宣告
- 会長諸般の報告
- 事務局長諸般の報告
- 開議の宣告
- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 会期決定の件
- 日程第3 議案審議に係る通知事案について
- 日程第4 農業経営改善計画認定者の報告について
- 日程第5 議案第64号 農業振興地域整備計画変更（案）の意見決定について
- 日程第6 議案第65号 農地法第3条許可申請に対する許可について
- 日程第7 議案第66号 農地法第5条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定について
- 日程第8 議案第67号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について
- 日程第9 その他
- 閉議の宣告

○ 閉会の宣告

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 山下 剛志

農政係長 赤崎 美行

農地係長 福永 正司 係員 森山 幸弘

7. 会議の概要

開 会 午後 2 時

事務局長 御起立願います。
「一同 礼」
御着席願います。

議 長 それでは、出席確認を行います。
ただいまの出席人員は 19 名で、会議の定足数に達しております。これより令和 4 年第 12 回 南九州市農業委員会総会 を開会いたします。

議 長 まず会長諸般の報告でございますが、議案資料の 107 号をご覧いただきたいと
思います。（諸般の報告をおこなう。）

議 長 続きまして事務局長諸般の報告に移ります。事務局長の報告を求めま
す。

事務局長 （諸般報告をおこなう。）

議 長 只今の、会長・事務局長諸般の報告に対しまして、質問、御意見はございませ
んか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますので、これより本日の会議を開きます。会議に先立
ちお願いをいたします。会議録作成に必要でございますので、質疑、意見等
発言を求める委員は、挙手のうえ、自分の議席番号を言ってから発言してくだ
さい。

議 長 日程第1 会議録署名委員の指名をおこないます。会議録署名委員は会議規則第19条第2項の規定により、8番 松菌委員、9番 梶山委員を指名し、会議書記に赤崎農政係長を指名いたします。

議 長 日程第2 会期決定の件を議題に供します。
お諮りします。本会議の会期は、本日12月26日の1日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日限りの1日間とすることに決定しました。

議 長 続きまして、日程第3 議案審議に係る通知事案について、事務局の説明を求めます。

農地係長 説明いたします。5頁～16頁でございます。
農用地利用集積計画の合意解約による通知事案が51件ございました。
貸人は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん相続人代表〇〇〇〇さん、借人は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん相続人代表〇〇〇〇さん外です。
貸人主導によるもの10件、借人主導によるもの41件のうち、農地中間管理事業への載せ替えが13件となっております。地目の内訳は、田9筆 6,858㎡、畑114筆 205,523㎡の合計123筆 212,381㎡で、颯娃地域22件、知覧地域11件、川辺地域18件です。
なお、各頁一番右端備考欄に記載があります筆が、後程審議いただきます議案審議に関する合意解約案件でございます。
以上で説明を終わります。

議 長 只今の事案について、質疑はありますか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認めます。只今の案件につきましては、あくまでも通知事案でございますので、御了承いただきたいと思います。

議 長 続きまして、日程第4 農業経営改善計画認定者の報告についてを議題とします。事務局に説明を求めます。

農政係長 資料は 18 頁からになります。今回は、新規認定 1 件、再認定 16 件であります。

一覧表は 19 頁、新規認定個別表は、20 頁になります。

まず、整理番号 1，穎娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。現在、茶 1,300 a の経営を行っていますが、区画面積の大きい圃場の周辺に集積・集約化し、農作業の効率化を図りたい考えで、経営改善目標等につきましては、資料で確認をお願い致します。

また、再認定 16 件の個別表は、資料の 21 頁からとなりますので、お目通しをお願い致します。

以上で報告事項の説明を終わります。

議 長 只今事務局から報告のありました件について質問はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問なしと認めます。只今の案件につきましても、あくまでも報告事案でございますので、御了承いただきたいと思います。

議 長 次に、日程第 5 議案第 64 号農業振興地域整備計画変更（案）の意見決定についてを議題といたします。まずもって、現地調査員の報告をお願いいたします。大隣委員お願いします。

大隣委員 報告いたします。25 頁の審議番号 1 番です。関連資料は 26 頁から 30 頁になります。

申請人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇で、申請地は、知覧町〇〇字〇〇 〇〇 〇〇番及び〇〇〇〇番、畑 549 m²で、〇〇〇自治会東側に位置します。

申請人は、市内で〇〇を営む法人であり、施設の利用者及び利用希望者が増加しているため、申請地に〇〇〇〇を建築しようとすることから、農用地区域から除外するものです。

申請地の北側は市道に、東側、西側は里道に、南側は田に接しています。2 m 程度の盛土を行うが擁壁を設けるので土砂流出等の恐れはなく、雨水は溜枡を介して道路側溝へ、汚水・生活雑排水は合併浄化槽を介して道路側溝へ放流し、日照・通風等については、緩衝地を設けるので、周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長 次に、宮原委員お願いします。

宮原委員 報告いたします。審議番号2番です。関連資料は31頁から34頁になります。

申請人は、鹿児島市の〇〇〇〇さんで、申請地は、知覧町〇〇字〇〇 〇〇〇番、畑 911 m²の内 474 m²で、〇〇〇自治会に位置します。

申請人は、市外の借家に居住する会社員であり、借家が手狭なため、父から申請地を譲り受けて一般住宅を建築しようとすることから、農用地区域から除外するものです。

申請地の北側、東側は畑に、南側は雑種地、畑に、西側は市道に接しています。

50 cmから80 cm程度の盛土を行うが擁壁を設けるので土砂流出等の恐れはなく、雨水は溜枡を介して道路側溝へ、汚水・生活雑排水は合併浄化槽を介して道路側溝へ放流し、日照・通風等については、緩衝地を設けるので、周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議長 ここで事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 補足説明いたします。

審議番号1番2番の農振除外につきましては、代替地を検討しましたが、適地が見つからず、農用地区域の外周部に接していることから農地の集団化・農作業効率化に支障はなく、用排水路の機能低下はなく、土地改良事業完了から30年以上経過している地区及び未実施地区であることから、除外の要件を満たしていると判断されます。

なお同時に5条転用許可申請がなされております。

以上で補足説明を終わります。

議長 只今、現地調査員の報告並びに事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。

議長 質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第64号 農業振興地域整備計画変更（案）については、申請理由からしてやむを得ない変更として適当意見とすることに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第 64 号については、申請どおり適当意見とすることに決定いたします。

議 長 次に、日程第 6 議案第 65 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可についてを議題とします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長 説明いたします。36 ㊦の 3 条所有権移転 3 件でございます。
譲渡人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さん 外の申請です。
地目の内訳は、畑 7 筆 11,348 m²で、理由につきましては、規模拡大 2 件、受贈 1 件です。
10 a 当たりの取引価格につきましては畑が 288 千円で、地域別では、知覧地域 1 件、川辺地域 2 件です。
なお、農地法第 3 条第 2 項各号に定める許可基準に抵触しないかの判断につきましては、申請書及び提出されました 37 ㊦～38 ㊦の調査書、誓約書及び営農計画書について審査し、許可要件を全て満たしていると認められます。
以上で説明を終わります。

議 長 只今説明のありました案件について審議をお願いいたします。
質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第 65 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可については、全案件について申請どおり許可することに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第 65 号については、全案件について、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、日程第7 議案第66号 農地法第5条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定についてを議題といたしますが、まずもって、所有権移転について現地調査員から報告をお願いします。吉崎委員をお願いします。

吉崎委員 報告いたします。40 頁の審議番号1番です。関連資料は42 頁から45 頁になります。

譲受人は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇、譲渡人は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、潁娃町〇〇字〇〇 〇〇〇〇番及び〇〇〇〇番、畑 1,069 m²で、〇〇〇自治会に位置します。

申請人は、市内で〇〇〇〇を営む法人であり、経営する〇〇〇〇に〇〇〇〇が無く不便であることから、申請地を譲り受けて、〇〇〇〇を整備しようとするもので、土砂流出、雨水排水や日照・通風等については、周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。なお、境界はブロック壁、フェンス等を設けるというようなことでした。

以上で報告を終わります。

議長 次に、大隣委員をお願いします。

大隣委員 報告いたします。審議番号2番です。関連資料は46 頁から49 頁になります。

譲受人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇、譲渡人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、知覧町〇〇字〇〇 〇〇〇〇番及び〇〇〇〇番、畑 549 m²で、〇〇〇自治会東側に位置し、申請理由、被害防除対策等につきましては、先ほど農振除外で報告しましたので省略します。

以上で報告を終わります。

議長 次に、宮原委員をお願いします。

宮原委員 報告いたします。審議番号3番です。関連資料は50 頁から52 頁になります。

譲受人は、鹿児島市の〇〇〇〇さん、譲渡人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、知覧町〇〇字〇〇 〇〇〇〇番、畑 911 m²の内474 m²で、〇〇〇自治会に位置し、申請理由、被害防除対策等につきましては、先ほど農振除外で報告しましたので省略します。

以上で報告を終わります。

議 長 次に、福元委員をお願いします。

福元委員 報告いたします。審議番号4番です。関連資料は53頁から60頁になります。

譲受人は、鹿児島市の〇〇〇〇、譲渡人は、南さつま市の〇〇〇〇さん外10名です。

申請地は、川辺町〇〇字〇〇 〇〇〇〇番 外28筆、畑 19,362 m² で、〇〇〇自治会西側の南さつま市との市境に位置します。

申請人は、鹿児島市に本店を置き、〇〇〇〇を営む法人であり、経営の安定を図るために、申請地及び北西側隣接の南さつま市の農地11筆と一体利用で、連結子会社である〇〇〇〇が〇〇〇〇を建設しようとするもので、申請地の北東側は市道に、南東側は畑に、南西側、北西側は里道に接しています。

土砂流出、雨水排水、日照・通風等及び畜産環境保全対策については、周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 5条申請所有権移転につきまして補足説明いたします。

一般基準の資力及び信用、遅滞なく申請用途に供することの確実性並びに周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれの有無につきましては、申請内容、添付書類及び現地調査により確認されていますので、適当であると判断されます。

審議番号1番の農地区分に応じた許可基準につきましては、他のいずれの要件にも該当せず、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、第2種農地の『その他の農地』に区分されます。代替地を検討しましたが、適地が見つからなかったとのことです。

審議番号2番3番につきましては、農振除外後は、周囲に概ね10ha以上の一団の農地があり、良好な営農条件を備えている区域内にある農地であることから、第1種農地と判断されますが、2番につきましては、転用目的が土地収用法第3条第23号の〇〇〇〇であり、公益性が高いと認められることから、第1種農地の不許可の例外である『収用法対象事業』に、3番につきましては、既存の集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例

外である『集落接続施設』に区分されます。代替地を検討しましたが適地が見つからなかったとのことです。

審議番号4番につきましては、市の農業振興地域整備計画に定められた農用地区域内にある農地であり、〇〇〇〇のため、営農に必要な施設の用に供される農業用施設用地に該当する施設であることから農用地区域内農地の不許可の例外である『農用地利用計画指定用途』に区分されます。

以上のことから、申請がなされた4件の転用につきましては、やむを得ないと判断されます。

なお、審議番号2番3番は、第1種農地に、審議番号4番は、農用地区域内農地に区分されるため、来月及び農振除外認可見込みの段階で、県常設審議委員会の意見聴取となります。

以上で補足説明を終わります。

議 長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、御意見はございませんか。

本木下委員 審議番号1番ですが、〇〇〇〇ということですが、〇〇〇〇の整備で自己資金ですということですが、既存施設と合わせて面積が3,000㎡以上となるのか、また〇〇〇〇は面積制限があると思うのですが、これに関しては県の条例、〇〇〇〇の経過年数、移設の関係、これに関しては問題ないということでしょうか。

農地係長 近くに〇〇〇〇を持っていないということで、とても不便であるということで申請がなされたところでございます。面積要件かれこれにつきましては詳しくまだ聞いておりませんが、〇〇〇〇につきましても、この土地全てを〇〇〇〇として設置するという計画ではなく、この土地の有効利用を図りながら〇〇〇〇にしていくとしかまだ聞いておりませんので、詳しいことは聞いておりません。

議 長 他にございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第66号 農地法第5条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定については、所有権移転設定のうち1件について申請どおり許可し、3件については、県農業会議へ意見聴取することに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。

よって議案第66号に係る案件については、所有権移転設定のうち1件について申請どおり許可し、3件については、県農業会議へ意見聴取することに決定されました。

議長 次に、日程第8 議案第67号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長 説明いたします。63号～64号をご覧ください。「所有権移転」です。
譲渡人は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん外5件で、田6筆 2,976㎡、畑9筆 22,009㎡の合計 15筆 24,985㎡で、理由につきましては、規模拡大5件、受贈1件です。

10a当たりの取引価格につきましては、田が100千円、畑が100千円から337千円で、10a当たりの取引価格の平均としましては、田が100千円、畑が255千円でございます。

地域別では、颯娃地域2件、知覧地域3件、川辺地域1件です。

続きまして、66号～95号の「賃貸借利用権の設定」です。

利用権を設定する者は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん相続人代表〇〇〇〇さん、設定を受ける者は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん 外176件です。

設定面積は、田40筆 21,994㎡、畑255筆 341,678㎡、牧場26筆 18,854㎡の合計 321筆 382,526㎡で、颯娃地域109件、知覧地域32件、川辺地域36件となっております。

なお、この内、農地中間管理事業での「賃貸借利用権設定」につきましては、件数が39件、設定面積は、田34筆 17,649㎡、畑58筆 123,332㎡の合計 92筆 140,981㎡で、颯娃地域20件、知覧地域1件、川辺地域18件となっております。

続きまして、97号～106号の「使用貸借利用権の設定」です。

利用権を設定する者は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん相続人代表〇〇〇〇さん、設定を受ける者は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇 外18件です。

設定面積は、田31筆 14,557㎡、畑71筆 110,349㎡の合計 102筆 124,906㎡で、颯娃地域7件、知覧地域1件、川辺地域11件となっております。

なお、この内、農地中間管理事業での「使用貸借利用権設定」につきましては、件数が13件、設定面積は、田31筆 14,557㎡、畑3筆 3,653㎡の

合計 34 筆 18,210 m²で、額娃地域 2 件、川辺地域 11 件となっております。

以上、すべての案件につきまして、その内容は市の農業経営基盤強化基本構想に適合し、その農用地のすべてにおいて耕作又は養畜の事業を行い、また事業に必要な農作業に常時従事し、その土地を効率的に利用することが認められ、併せて当該土地に権利を有する者のすべての同意が得られていることを確認しております。

以上で説明を終わります。

議長 只今説明のありました案件について審議をお願いいたしますが、賃貸借利用権設定のうち、〇〇〇〇委員が 116 番、について議事参与の制限に該当しますので、まず該当者のいない案件について、全委員で審議いたします。

質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 67 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に係る案件のうち、所有権移転と使用賃貸借利用権設定の全案件、賃貸借利用権設定のうち、議事参与の制限に該当しない案件について、申請どおり適当意見とすることに、御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第 67 号に係る案件のうち、議事参与の制限に該当しない案件について、申請どおり適当意見とすることに決定しました。

議長 引き続き、議案第 67 号のうち、議事参与の制限に該当する案件について審議を行います。それでは、〇〇〇〇委員の退室を求めます。

(1 人 退室)

議長 これより、質疑を行います。質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 67 号のうち、議事参与の制限に該当する案件については、申請どおり適当意見とすることに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第 67 号のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見とすることに決定いたします。〇〇〇〇委員の入室を許可いたします。

(1 人 入室)

議 長 〇〇〇〇委員に報告いたします。議案第 67 号のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見とすることに決定されました。

議 長 次に、日程第 11 その他でございますが、委員の方々から何かございませんか。

本木下委員 (潁娃町土地改良区の解散について)

雪丸委員 (南薩土地改良区の水使用料について)

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますが、事務局は何かございませんか。

事務局長 (今後の日程について連絡する。)

議 長 只今の件について、御質問はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますので、以上で本日の総会に付議されました全案件の審議は終了いたしました。

議 長 これをもちまして本日の会議を閉じ、併せて令和 4 年第 12 回南九州市農業委員会総会を閉会いたします。御起立願います。

事務局長 「一同礼」

閉 会 午後3時15分

南九州市農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名する。

南九州市農業委員会議長 _____

会議録署名委員 8番 _____

会議録署名委員 9番 _____